

○十和田市議会傍聴規則（抄）

平成17年 1月12日

議会規則第2号

改正 令和元年6月21日議会規則第2号

（傍聴席に入ることができない者）

第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器その他危険なものを持っている者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）異様な服装をしている者
- （4）はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類をもっている者
- （5）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- （6）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることにはできない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- （3）はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- （4）帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- （5）飲食又は喫煙をしないこと。
- （6）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- （7）前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、傍聴証の交付を受けた報道関係者は、議長の許可を得ずに写真を撮影し、及び録音をすることができる。

(令元議会規則2・一部改正)

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年議会規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。